

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果(案)への意見及びこれに対する考え方

○ 総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 今後1年間と区切ることなく、制度が存続する限りは、期限を定めず毎年今回同様の検証が取りまとめられることを希望。また、預託金等の制度がどの程度有効に活用されているのか等について検証が必要。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今回、このような形で検証の結果が取りまとめられ明らかになったことは、大変ありがたく存じます。</p> <p>12ページにおいて、「また、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、今後1年間、引き続きNTT東西から報告を求めることとする。」との記述がありますが、アンケートの結果をみると事業者の不満も非常に大きい制度であり、今後1年間と区切ることなく、制度が存続する限りはNTT東西に対する適切な監督の一環として、期限を定めず毎年今回同様の検証を取りまとめられることを希望いたします。</p> <p>また、預託金等の措置は事業者に多大な負担を強いるものであるため、預託金を求めた額、全体の貸倒額、預託金によりカバーされた金額およびされなかった金額などについても総務省において詳細な説明を求め、その集計結果を公表することで、預託金等の制度がどの程度有効に活用されているのか、それとも事業者に負担を強いるばかりの状況にあるのかを検証していただくことが必要と考えられます。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>検証結果(案)においては、NTT東西において改善を検討すべき事項について記載したところであり、まずは今後1年間、引き続きNTT東西から報告を求めることとし、その後は必要に応じた対応を行ってまいりたい。</p>
<p>意見2 本検証結果により、債権保全措置の運用面の見直しを行うにしても、適正な債権保全の必要性を十分に考慮した上で見直しを行っていただきたい。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 当社は、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の主旨を十分に踏まえた上で、接続約款の債権保全措置に関わる規定を整備し、そのルールの公平性・透明性を図るとともに、債権保全対象事業者様の事情をも勘案しつつ、その適正な運用に努めてきたところです。</p> <p>もとより、十分な債権保全措置がなされない状態で、電気通信事業者様の倒産等により未回収が生じた場合、起因事業者様以外の接続事業者様の接続料負担が増加し、ひいては利用者がその負担を強いられることになるなど、電気通信市場全体の健全性を歪めることになると考えます。</p>	<p>今回の検証を踏まえ、電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の見直しも併せて実施することとしており、ガイドラインの見直しに当たっては、債務の履行の確保と接続事業者の負担の軽減のバランスを考慮しているところである。</p>

<p>したがって、本検証結果により、債権保全措置の運用面の見直しを行うにしても、適正な債権保全の必要性を十分に考慮した上で運用面の見直しを行っていただきたいと思います。なお、当社においても、本ガイドラインを踏まえ、適切に対応してまいり所存であります。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見3 ボトルネック設備を有するNTT東西が実施する債権保全措置については競争阻害要因とならないよう慎重な検討が必要。なお、今回の措置によりNTT東西の回収リスクのみが一方向的に上がることがないように十分配慮すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 債権保全措置の検証にあたっては、ユーザの保護を念頭に置いた上で、設備を貸す事業者の回収リスクと設備を借りる事業者の負担とのバランスの検証が重要ですが、特にボトルネック設備を有する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(両社をあわせて以下「NTT東西殿」という。)が実施する債権保全措置については競争阻害要因とならないよう慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、今回の検証結果(案)は債権保全対象事業者へのアンケート結果に基づくものであり、債権保全対象事業者の負担が緩和する方向となっておりますが、この措置によりNTT東西殿の回収リスクのみが一方向的に上がることがないように十分配慮すべきと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ)</p>	<p>考え方2に同じ。</p>
<p>意見4 本検証結果に基づいた運用面の見直しについては、NTT東西と債権保全対象事業者の事情のみならず、電気通信事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮するとともに、電気通信市場における健全性の確保に着眼した慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 今般の債権保全措置の検証結果(案)については、債権保全措置に係るNTT東西の接続約款変更の認可申請時における情報通信審議会の答申(平成19年5月22日)に基づき、平成19年6月～平成21年5月における債権保全措置の運用状況に関するNTT東西からの報告ならびに債権保全対象事業者からのアンケート調査結果に基づいて検証され、概ね本検証結果(案)4項の「NTT東西において改善を要すべき事項」として取りまとめられた、債権保全対象事業者の負担軽減を主眼とした内容となっていると理解しております。</p> <p>債権保全ガイドラインについては、NTT東西のみならず全ての電気通信事業者を対象としたものであり、当社としても本ガイドラインの記載内容を踏まえ、債権回収リスクと協定事業者における経済的負担という、相反する事情を</p>	<p>ガイドラインについては、電気通信市場の環境変化等に対応し、今後も必要に応じて適時適切に見直すこととする。</p>

<p>勘案し、柔軟に対応しているところであります。</p> <p>本検証結果に基づいて運用面の見直し(債権保全ガイドラインの改正等)を実施されるものと認識しておりますが、NTT東西と債権保全対象事業者の事情のみならず、移動体通信市場におけるMVNOの急速な拡大を背景とした多岐にわたる事業者からの新規参入の増加と競争の激化、米国のサブプライムローンの破綻に端を発した世界的不況を起因とする債権回収リスクの増大等、電気通信事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮するとともに、電気通信市場における健全性の確保に着眼した慎重な議論が必要と考えております。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見5 債権保全措置によって新規参入阻害や競争阻害となっていないのか等、適用のあり方を再度検証し、必要に応じて本制度自体を見直すことを要望。また、第二種指定電気通信設備を有する携帯電話事業者の債権保全措置の運用実施状況等についても、検討が必要。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 債権保全措置に関して、第一種指定電気通信設備を有するNTT東西殿の場合には、接続事業者への影響が大きく公正競争上の懸念も発生するため、接続事業者の事業活動に対し、徒に支障を及ぼすことがないように公平な運用が確保されるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、今回のNTT東西殿の債権保全措置の運用実施状況の検証結果および対象事業者へのアンケート結果からは、接続事業者の事業活動に支障を及ぼしている懸念が現実のものとなっており、特に新規事業者、中小事業者からの回答結果を踏まえれば、この措置によって新規参入阻害や競争阻害となっていないのか等、適用のあり方を再度検証することが必要と考えます。その検証結果によっては、必要に応じて本制度自体を見直すことを要望します。</p> <p>また、検証結果(案)において改善を検討すべき事項として指摘されたものについては、NTT東西殿は速やかに実施すべきと考えます。その際には、接続約款へ具体的な規定を明記し、総務省による厳格な審査のうえ、条件を付すことも含めて認可することが必要と考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿のほか昨今の携帯電話の普及状況から第二種指定電気通信設備を有する携帯電話事業者の債権保全措置の運用実施状況についても、同様に公正競争上の懸念があることから、実態把握の必要性および今後の適用のあり方を含め、検討が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>考え方1に同じ。</p> <p>なお、NTT東西以外の電気通信事業者が講じる事業者間接続に係る債権保全措置についても、ガイドラインにより適正化を図っているところであり、必要に応じて適切に対応してまいりたい。</p>

○ 債権保全措置の事由について

意 見	考 え 方
<p>意見6 中小規模の事業者にとって信用調査機関の評点を満足することは困難であるのが現状であり、「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。」とする見直しの趣旨に賛同。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ NTT東西殿が実施している債権保全措置は、多くの中小規模の接続事業者にとって過度な負担となっていることが、今回のアンケート及び検証結果を通じて証明されたものと理解しております。</p> <p>この過度な負担相当がサービス投資や設備投資を抑制し、競争力を損なうことになり、結果的に利用者利便を阻害することになります。</p> <p>また同措置実施の判断基準の一つに信用調査機関の評点がありますが、事業を健全に経営し、支払遅延の実績がなくても、中小規模の事業者にとってその評点を満足することは困難であるのが現状です。このことから、「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。」の見直しの趣旨に賛同します。</p> <p>(匿名)</p>	<p>—</p>
<p>意見7 仮に信用評価機関の評価が基準を下回った接続事業者であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が示され、その信頼性及び客観性が確保されていれば、預託金の預入れ等は不要とすることも可能。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 当社は、信用評価機関の評価が基準を下回った接続事業者様に対し、倒産等により未回収が生じるおそれがあるため、預託金の預入れ等をお願いしてきたところですが</p> <p>しかしながら、仮に評価が基準を下回った接続事業者様であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料をその接続事業者様からお示しただけなのであれば、預託金の預入れ等は不要とさせていただくことも可能と考えます。</p> <p>ただし、そのお示しいただく資料については、資料の信頼性及び客観性を確保していただくため、監査法人、会計士、金融機関等によって適正にその内容が証明されていることが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>検証結果(案)においては、「接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提示され、当該資料の内容が監査法人、会計士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当」としているところであり、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料の内容については、一定程度の信頼性及び客観性が求められる。</p>
<p>意見8 客観的に支払いを怠るおそれがないことを証明しうる資料の提示があった場合は、信用評価機関の評点が基準を下回ったとしても預託金の預入れは不要と判断できるものとする。</p>	<p>考え方8</p>

<p>○ 監査法人及び会計士は、監査対象企業の会計処理等が適正に実施されているか検証する機関であり、その債務履行能力を証明するものではないことから、「支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料」とは具体的に何が該当するか計りかねますが、客観的に支払いを怠るおそれがないことを証明する資料の提示があった場合は、信用評価機関の評点が基準を下回ったとしても預託金の預入れは不要と判断できるものと考えます。また、金融機関の証明が債務保証を示すのであれば異論はございませんし、それと同等の保証を確約していただければ預託金の預入れは不要と判断できるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料は、特定の資料に限定されるものではないが、その内容については、一定程度の信頼性及び客観性が求められる。</p>
<p>意見9 中小規模の事業者の場合、記帳指導や決算書の作成などに税理士の関与を依頼していることが一般的である。また、長期の取引において支払いの遅延などがなく、それ自体が支払能力を示す一定の根拠になること等から、これらを踏まえた修文を求める。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 2. 7ページ「(a) 信用評価機関の評点の活用について」について「したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、」で始まる部分について、以下のとおり修文していただきたいと考えます。</p> <p>「したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、評点がNTT東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提示され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当である。また、信用評価機関の評点の基準についても、適時適切に見直しを行っていくことが望ましい。加えて、一定の期間支払いの遅延がなく、その後財務状況に大きな悪化がない場合についても、同様に接続事業者の個別事情を勘案する余地があり、預託金等を軽減ないし免除できる場合に当たると考えられる。」</p> <p>株式を公開していない中小規模の事業者の場合、会計監査等を公認会計士が行っていることはほとんどなく、記帳指導や決算書の作成などに税理士の関与を依頼していることが一般的といえます。中小企業にあつては、むしろ日本税理士会連合会等の4団体が関係各省庁の協力を得て作成している「中小企業の会計に関する指針(※)」に基づく税理士の確認などが、金融機関に対しても一般的に通用しており、このような現状も取り入れた表現にしたいと考えております。</p>	<p>資料の内容を証明する機関は、監査法人、会計士、金融機関に限定されるものではないが、御意見を踏まえ、検証結果(案)を以下のとおり修正する。</p> <p>・P7 3. (2)(a) b)</p> <p>「したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、評点がNTT東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提示され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当である。」</p> <p>・P11 4. ①</p> <p>「① 信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、信用評価機関の評点がNTT東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めるべきである。」</p> <p>また、一定期間支払い遅延がなく、財務状況に大きな悪化がない事実については、例えば、債権保全措置を講じる各事業者の判断により、一定の基準を設けて公平に、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮する事項の一つとして扱うことは可能であると考えられるが、当該事実により、一律に預託金等の</p>

<p>また、長期の取引において支払いの遅延などがなく、それ自体が支払能力を示す一定の根拠になることから、一定期間の支払い遅延がなく、財務状況に大きな悪化がない場合についても、預託金の預入れ等が不要と考えられる事例として追加いただきたいと考えます。</p> <p>(※)日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために作成したもの。(日本税理士会連合会 web ページより。)</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>軽減又は免除がされるべきものではないと考えられる。</p>
<p>意見10 接続事業者の個別事情を勘案するという考え方は、接続事業者の公平性が確保されないおそれがあるが、個別事情の勘案も全く否定すべきではない為、まずは信用評価機関の評点を優先的な判断基準とし、個別事情はその補助的な位置づけとすることが適当。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ NTT東西殿による債権保全措置の事由については、客観的な指標に基づくものであるべきことから、現行の信用評価機関の評点をその実施の判断基準にすることは合理性があると考えます。</p> <p>これに対し、接続事業者が支払いを怠るおそれがないことを監査法人、金融機関等により証明された場合にその接続事業者の個別事情を勘案するという考え方は、その証明機関等によっても判断が様々な結果になる可能性があることから客観的とは言えず、接続事業者の公平性が確保されないおそれがあります。</p> <p>とはいえ、新規参入促進という側面からは、個別事情の勘案も全く否定すべきではない為、まずは信用評価機関の評点を優先的な判断基準とし、個別事情はその補助的な位置づけとすることが適当と考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>ガイドラインにおいては、預託金の預入れ等の要否は、「客観的な指標に基づいて判断することが適当」としているところであり、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価などの客観的な指標に基づきつつ、個別事情を勘案することが適当である。</p>
<p>意見11 弊社(信用評価機関)の調査報告書の評点は、新規参入事業者や中小事業者の場合には事業年数・事業規模においてその評点が低くなる可能性は否定できないが、評点と倒産確率の相関関係を肯定する結果が示されている。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ &lt;P7&gt;3.(2)(a) b)において「事業年数や事業規模が評価における一要素とされており、新規参入事業者や中小事業者の場合、健全な運営を行っていたとしても、その評点が低くなってしまいう可能性が否定できない」ことについて</p>	<p>検証結果(案)においては、信用評価機関の評点を絶対的な基準とするのではなく、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当としたところであるが、このことは、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価などの客観的な指標に基づきつつ、個別事情を勘案する余地を排除するものではないことを</p>

<p>弊社の評点(信用評価)は、当該企業の調査時点における①企業の経営活動の健全性②支払い能力③取引の安全性の3点について、7つの視点(業暦、資本構成ほか)とこれらの視点では捉えきれない要素を加点減点要素として付け加えた上で一定のウェイト付けを行い、100点満点で企業特性を指数化したものです。弊社の評点体系と評価の仕組みは、弊社の信用調査機関としての永年のノウハウの蓄積の上に構築された独自ものです。</p> <p>お客さまの与信判断の際に根拠の一つとしてご利用いただく弊社調査報告書の評点は、商取引における企業間信用許容の与信判断をするに際して多くのお客さまに幅広く利用されております。弊社調査報告書の評点は、前記のように企業特性を7つの視点から指数化したものでありますので、新規参入事業者や中小事業者の場合には7つの視点のうちの事業年数・事業規模においてその評点が低くなる可能性は否定できません。しかし、評点が当該企業の調査時点における①企業の経営活動の健全性②支払い能力③取引の安全性の3点に関する企業特性を反映したものであり、事実、既に商用化されている倒産推移マトリクスデータにて、好不況期いずれにおいても評点と倒産確率の相関関係を肯定する結果が示されています。</p> <p>(帝国データバンク)</p>	<p>示したものであり、信用評価機関の評点の活用を否定するものではない。</p>
<p>意見12 適正な最新の四半期決算等を提出した場合は、それに基づいて、債務超過か否かの確認をすることも可能。ただし、適正性が客観的に証明されていることが必要であり、その期中においては継続的に四半期決算等の提出を受け、債務超過か否かの確認をする必要がある。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 当社は、債務超過の確認については、接続事業者様にご提出いただいた期末決算に基づいて債務超過か否かを確認させていただいておりますが、四半期決算の普及も踏まえ、適正な最新の四半期決算等をご提出していただいた場合は、最新の四半期決算等に基づいて、債務超過か否かの確認をさせていただくことも可能と考えます。</p> <p>ただし、接続事業者様にご提出いただく四半期決算等の資料については、期末決算と同様の信頼性を確保していただくため、公認会計士、監査法人等により、四半期決算等の適正性が客観的に証明されていることが必要であると考えます。</p> <p>なお、一の四半期決算等に基づいて、債務超過の解消を確認した後、再度債務超過となることも考えられるため、その期中においては当該接続事業者様から当社に継続的に四半期決算等をご提出いただき、債務超過か否かの確認をさせていただく必要があると考えます。</p>	<p>相手先事業者からの求めに応じて、四半期決算等により債務超過か否かの判断をする場合には、当該相手先事業者から一定期間、継続的に四半期決算等の提出を求めることが否定されるものではないと考えられる。</p>

(NTT東日本、NTT西日本)	
意見13 恣意的な運用を回避するためにも、原則的には最新の期末決算を判断基準とすることに合理性がある。また、最新の財務状況において債務超過が解消されていたとしても、債権回収という観点から債務超過に陥ったという事実を軽視することは困難。	考え方13
○ 四半期決算等の最新情報を複合的な判断材料の1つとして取り扱うということであれば賛同いたしますが、恣意的な運用を回避するためにも、原則的には最新の期末決算を判断基準とすることに合理性があるものと考えます。また、債務超過に陥ったという事実があるような場合においては、最新の財務状況において債務超過が解消されていたとしても、債権回収という観点から当該事実を軽視することは困難であると考えます。	債務超過であることを債権保全措置の事由としている場合には、四半期決算等であっても債務超過が解消されていれば、引き続き預託金の預入れ等を求めることに合理性はないと考えられる。
(NTTドコモ)	
意見14 債務超過の判断基準について、短期的な財務状況による判断は、結果的に接続事業者の債務不履行を招きかねず、現行の期末決算を優先的な判断基準としつつ、補助的に四半期決算も考慮することが適当。	考え方14
○ 債務超過の判断基準について、四半期決算等の短期的な財務状況による判断は、不安定な経営状況の接続事業者との接続を助長する等NTT東西殿にとっても与信判断リスクが高まり、結果的に接続事業者の債務不履行を招きかねず、接続停止等の利用者利便の阻害にもつながる可能性がある為、現行の期末決算を優先的な判断基準としつつ、補助的に四半期決算も考慮することが適当と考えます。	考え方13に同じ。
(NTTコミュニケーションズ)	

○ 預託金等の水準及び預入方法について

意見	考え方
意見15 預託金等の水準を、毎月の負担額の3ヶ月分とするためには、利用から協定解除に至る手続きまでの期間を3ヶ月に短縮する必要があるが、債権保全対象事業者における同意や協力が必要。	考え方15
○ 当社は、お預けいただく預託金等の水準については、仮に滞納が発生した場合、現在の接続約款が規定する手続きをふむと、ご利用から協定解除に至るまで4ヶ月間を要するため、毎月の負担額の4ヶ月分としてきたところです。したがって、預託金等の水準を、例えば、毎月の負担額の3ヶ月分とするためには、ご利用から協定解除に至る手続きまでの期間を3ヶ月に短縮する必要があります。	検証結果(案)においては、支払い期限の前倒し等を条件に、網使用料の預託金等について3か月分に引き下げる選択肢を提供することが適当としたものであり、当該選択肢を利用するか否かは接続事業者が判断することになるが、接続事業者にも必要な協力が求められるとする点は御指摘のとおりである。

<p>この場合、検証結果(案)にある、①支払期限前倒し、②滞納発生から接続停止予告発出までの期間の短縮、③接続停止と協定解除の同時実施、を実現するためには、当社としても事務手続き等に要する時間を可能な限り短縮いたしますが、債権保全対象事業者様におかれましても上記①～③にご同意いただくほか、以下の2点について、期間短縮に向けたご協力をさせていただく必要があります。</p> <p>(1) 当社が金融機関等に確認する時間を短縮するために、支払が完了したことを債権保全対象接続事業者様から当社へ直接ご連絡等していただくこと</p> <p>(2) 万が一お支払が不可能な場合には、利用者保護の観点から、サービス停止等のユーザー周知を、滞納発生後速やかに準備をし、弊社からの接続停止予告後、即座に行っていただくこと</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見16 NTT東西の自助努力では、算定期間短縮の選択肢の提供や過度の負担を軽減する取り組みが行われてこなかったことから、債権保全ガイドラインへの記載によるルール化および接続約款への明記が必要。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 現行の網使用料の預託金等の水準は、4ヶ月分の相当額とされており、その根拠となる算定期間の短縮により減額が可能との意見が接続事業者から寄せられています。</p> <p>債権保全措置の実施からこれまで2年が経過し、NTT東西殿の自助努力では、このような期間短縮の選択肢の提供や過度の負担を軽減する取り組みが行われてこなかったことから、債権保全措置に関するガイドライン(以下、ガイドライン)への記載によるルール化および接続約款への明記が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>検証結果(案)に示したとおり、NTT東西においては、接続約款の変更が必要な事項については、速やかに接続約款の変更認可の申請を行うことが適当である。</p>
<p>意見17 事務処理期間の短縮を前提とした預託金の水準の引下げについては、事業の休廃止に関する利用者周知が徹底されない可能性があることから、利用者利益を阻害しないかという観点でのさらなる検討が必要。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ 接続停止・協定解除までの事務処理期間の短縮を行った場合、それに伴う事業の休廃止等に関して、利用者周知期間が十分確保されないおそれがでてきます。</p> <p>事業の休廃止に関する利用者周知期間については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」において、代替サービス検討等の為に少なくとも1ヶ月前の周知完了が求められており、事業者としてその期間を確保する為には、事前に相応の準備期間を必要とします。</p>	<p>検証結果(案)に示したとおり、事務手続の変更に当たっては、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の考え方を踏まえ、事業の休廃止について利用者に周知する期間が十分に確保されるよう留意する必要がある。</p>

<p>こうした準備期間もふまえると、事務処理期間を短縮することは、事業の休廃止に関する利用者周知期間が不足し周知が徹底されない可能性があり、結果的に利用者利便の阻害にもつながりかねません。</p> <p>以上のことから、事務処理期間の短縮を前提とした預託金の水準の引下げについては、こういった利用者利益を阻害しないかという観点でのさらなる検討が必要であり、現時点で結論付けることは時期尚早と考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	
<p>意見18 NTT東西への預託金の設定について、接続事業者の有する債権(網使用料)と相殺する場合、NTT東西側の4ヶ月間に対して短縮される場合がある。網使用料の支払時期が同一である場合は、双務的条件の適用を要望。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ ■ 網使用料の預託金等の水準について</p> <p>NTT東西殿への預託金は接続事業者の有する債権(網使用料)と相殺した金額が設定されますが、接続事業者側の債権の網使用料は、NTT東西殿側の4ヶ月間に対して短縮される場合があります。接続約款で規定する「債務の履行の担保」の減額を適用していることが根拠とされています。網使用料の支払時期がNTT東西殿と接続事業者ともに同一である場合は、双務的条件の適用を要望いたします。</p> <p>(匿名)</p>	<p>NTT東西においては、接続事業者から、相殺可能な債権を有しているなど預託金等の減額を認める合理的な理由が示された場合には、債務の履行を確保するために必要最小限の範囲まで預託金等の減額を行うことが適当である。</p>
<p>意見19 「預託金を預け入れた分、運転資金を借り入れる必要がある」等の回答結果については、接続事業者に過度の負担を強いることなく、必要最小限の範囲で実施されているかの検証が必要。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 「預託金を預け入れた分、運転資金を借り入れる必要がある」等の回答結果については、接続事業者に過度の負担を強いることなく、必要最小限の範囲で実施されているかの検証が必要と考えます。仮に、回答事例で、運転資金の借入れ等が不調となっていれば、結果的に接続不可能となり、新規参入阻害、競争阻害要因となっていた可能性が高いと考えられます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>検証結果(案)においては、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、NTT東西において改善を検討すべき事項について記載したところであり、まずは今後1年間、引き続きNTT東西から報告を求めるとし、その後は必要に応じた対応を行ってまいりたい。</p>
<p>意見20 当社は、債権保全対象事業者の経営状況等を勘案し、債権保全の目的が達成される限りにおいて、真にやむをえない場合には、分割での預け入れ等をしていただき、今後も十分な説明や各債権保全対象事業者の事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めていく所存。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 当社は、従来から、債権保全対象事業者様に預託金の預入れ等をお願いする際には、当該事業者様にご納得いただけるよう、必要に応じて複数回の</p>	<p>NTT東西においては、引き続き接続事業者の経営状況等を斟酌し、柔軟に対応するよう努めることが適当である。</p>

<p>訪問を行い、債権保全制度が設けられた趣旨や債権保全制度の内容および、各債権保全事業者様にお問い合わせの預託金額の根拠や内訳を説明しております。</p> <p>その上で、各債権保全対象事業者様のご事情をお聞きし、債権保全対象事業者様の経営状況等を勘案し、債権保全の目的が達成される限りにおいて、真にやむをえない場合には、分割での預け入れ等をしていただいているところですが、今後も十分なお説明や各債権保全対象事業者様のご事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めていく所存であります。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見21 預託金等により接続会計の中で不良債権をカバーできる割合はきわめて僅少であり、債権保全措置の効果そのものが疑問。また、中小規模の事業者に対する負担軽減措置等が必要であり、これらを踏まえた記述の追加を求める。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 1. 中小規模事業者への影響について</p> <p>「2. NTT東西による債権保全措置の実施状況」2ページから3ページまでのグラフによれば、第8期の状況において、NTT東日本の場合、21社のうち預託金の額が1億円未満の事業者が19社、1千万円未満の事業者が16社と圧倒的な割合であるのに対し、金額ベースで見ると、1億円未満の事業者の分をすべて合計しても1億2750万円(全体を19億円とすると約7%)、1000万円未満では合計3750万円(同2%)となっています(レンジの中央値×事業者数で推計)。NTT西日本においても、14社のうち1億円未満の事業者が12社、1千万円未満の事業者が8社、金額ベースでは1億円未満が合計1億9050万円(全体を9億円として約10%)、1千万円未満が合計2550万円(同3%)と、中小規模事業者が預託している割合は僅少であることが明らかとなっています。</p> <p>これら事業者の預託金等により接続会計の中で不良債権をカバーできる割合はきわめて僅少であり、債権保全措置の効果そのものが疑問である一方、「債権保全措置の対象接続事業者に対するアンケート調査の概要」によれば、有効回答数25社のうち(預託金の金額の分布から、ほとんどが中小規模の事業者と考えられます)、預託金等が経営の負担になっている事業者が、「大変負担になっている」「負担になっている」をあわせて80%に上るなど、中小規模事業者がサービスを提供するにあたり、きわめて問題が大きい制度であることがわかります。</p> <p>アンケートでは、債権保全措置そのものに反対する意見が56%、発動要件を相当としない意見が80%、信用評価の基準が相当でないとする意見が68%</p>	<p>債権保全措置の運用に当たっては、債務の履行の確保と接続事業者の負担の軽減のバランスを考慮することが必要であり、検証結果(案)においては、接続事業者の負担軽減に資する選択肢の提供等について記載したほか、NTT東西においても、接続事業者の経営状況等を斟酌し、やむを得ないと判断した場合には、分割による預入れを実施するなどしているところである。</p> <p>また、金額や取引期間に応じた預託金等の軽減又は免除については、例えば、債権保全措置を講じる各事業者の判断により、一定の基準を設けて公平に、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮する事項の一つとして扱うことは可能であると考えられるが、一律に預託金等の軽減又は免除がされるべきものではないと考えられる。</p>

<p>など、債権保全措置の制度及び運用に対して極めて批判的な回答となっており、中小規模の事業者に対する負担軽減措置等が必要であることがうかがえます。</p> <p>このため、「(1) 債権保全措置の対象接続事業者数と接続事業者ごとの担保請求額」の項の末尾に、「中小規模の事業者からは債権保全措置による経営への影響に対して強い不満が寄せられており、これら事業者への債権保全措置の適用にあたっては、少額の取引の場合や、一定期間の円滑な取引経緯等により、減額や免除を行うことが必要と考えられる。」などの記述を追加していただきたいと考えます。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	
<p>意見22 そもそも中継ダークファイバに1年間の最低利用期間が存在することが問題。預託金等についてもこの点を考慮のうえ、12か月分の預託金の預入れが必要とならないよう制度を見直すべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ 3. 「ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金の預入方法について」について</p> <p>ダークファイバを利用する際に最低利用期間相当分である12か月分の料金の預入れが必要となると、本文にあるとおり「新規の営業ができない」事例も生じるものであり、過剰な負担になるものと考えております。</p> <p>特に料金が高額になりがちな中継ダークファイバについては、NTT東西の空き心線を接続事業者で使用させるものであり、NTT東西における新規の設備負担は僅少であるといえます。1年以内に利用を取りやめることで残余期間分の損害がNTT東西に発生するとは考えられず、そもそも中継ダークファイバに1年間の最低利用期間が存在することが問題であると考えますが、預託金等についてもこの点を考慮のうえ、12か月分の預託金の預入れが必要とならないよう制度を見直すべきであると考えられます。</p> <p>(社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会)</p>	<p>ダークファイバ最低利用期間違約金相当額については、貸倒れが発生した場合、当該相当額が貸倒損失として接続料原価の一部に算入されることとなるため、債権保全の必要性は認められるが、債権保全措置の目的が達成される限りにおいて、接続事業者の負担の軽減が一層図られることが望ましい。</p>
<p>意見23 預託金の分割払いが増加した場合、運用・管理コスト等が増加することにより接続料が上昇する可能性がある。また、分割払いは債権回収リスクが発生する為、原則として、預託金の分割払いを導入することは不適切。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 預託金の分割払いは、NTT東西殿の判断により一部実施しているところではありますが、分割払いが増加した場合、NTT東西殿のオペレーションが煩雑化し、運用・管理コスト等が増加することにより接続料が上昇する可能性があります。その結果、健全な経営状況の接続事業者にもそのコストが転嫁され</p>	<p>債権保全措置の運用に当たっては、債務の履行の確保と接続事業者の負担の軽減のバランスを考慮することが必要であり、接続事業者の規模や資金繰りの状況等によっては、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど柔軟に対応することが求められる。</p>

<p>ることとなり、公平な競争環境は阻害され、ひいては利用者利益の阻害にもつながりかねません。また、分割払いは債権回収リスクが発生する為、債権保全措置の本来の趣旨である「接続事業者の債務履行の確保」が満たされないおそれもあります。</p> <p>以上のことから、原則として、預託金の分割払いを導入することは不適切であると考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

#### ○債権保全措置を講じるに当たっての接続事業者に対する説明責任について

意 見	考 え 方
<p>意見24 当社は、従来から、預託金額の根拠や内訳等の説明を行っており、今後も十分な説明や各債権保全対象事業者の事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めていく所存。なお、信用評価機関の評点に関しては、信用評価機関との守秘義務契約上、説明は困難である。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 当社は、従来から、債権保全対象事業者様に預託金の預入れ等をお願いする際には、当該事業者様にご納得いただけるよう、必要に応じて複数回の訪問を行い、債権保全制度が設けられた趣旨や債権保全制度の内容および、各債権保全事業者様をお願いする預託金額の根拠や内訳を説明しております。</p> <p>その上で、各債権保全対象事業者様のご事情をお聞きし、そのご事情に応じた柔軟な担保措置方法についての提案等もさせていただいているところですが、今後も十分なお説明や各債権保全対象事業者様のご事情を踏まえた柔軟な対応を行うようさらに努めていく所存であります。</p> <p>なお、信用評価機関の評点に関しては、信用評価機関との守秘義務契約上、弊社としてご説明することは困難ですので、その点については接続事業者様にもご理解頂ければと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>検証結果(案)に示したとおり、債権保全措置を講じるに当たっては、接続事業者に対し、預託金の根拠や内訳等の基本的事項について、現行以上に説明を行うとともに、債権保全措置の該当事由について、可能な範囲で積極的に情報開示を行っていくことが望ましい。</p>
<p>意見25 預託金の算出根拠や内訳等の基本的事項に関し、可能な範囲内において十分に説明することは、負担を求める側の責務と認識。しかし、預入れ拒否もしくは延伸理由に利用される場合は接続拒否事由に該当するものとする。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 預託金の預入れを求める場合、その算出根拠や内訳等の基本的事項に関し、可能な範囲内において十分に説明することは、負担を求める側の責務と認識しております。しかしながら、当該基本的事項に関して客観的に十分な説</p>	<p>相手先事業者から説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められるが、このことは預託金の預入れ等の不当な引き延ばしを許容するものではない。</p>

<p>明を実施したとしても、守秘義務契約等により開示できない項目や、細部にわたる質問等を繰り返し、預入れの拒否もしくは延伸理由に利用される可能性がありますので、その場合は接続拒否事由に該当するものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見26 評点を第三者に開示することは、弊社(信用評価機関)の調査報告書利用規定に違反する行為となる。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ &lt;P12&gt;4. ⑤ 改善を検討すべき事項として「債権保全措置の該当事由について、可能な範囲で積極的に情報開示を行なっていくことが望ましい」とすることについて</p> <p>弊社で提供する評点は、弊社の作成する信用調査報告書として当該企業に関する情報の一部として提供されています。調査報告書の利用に際しては、弊社では調査報告書取扱規定を設け、お客さまには利用規定の遵守を課しております。調査報告書取扱規定第1項では、「調査報告書は、株式会社帝国データバンク(以下「帝国データバンク」という)が独自に収集した秘密または財産的価値のある情報を含んでおり、当該情報に対する一切の権利は帝国データバンクに帰属します。従って、貴社(殿)の内部資料としてのみご利用いただき、外部への資料持ち出しその他の手段により、調査報告書の内容を第三者に漏らすことは堅く禁止します。」と定め調査報告書の内容を第三者に開示することを禁止しています。</p> <p>従いまして、債権保全措置の該当事由として評点を第三者に開示することは、調査報告書利用規定に違反する行為となります。</p> <p>弊社が第三者への開示を禁止する理由は大きくは次の2点によります。</p> <p>①調査活動において第三者開示を前提とした場合、開示によって引き起こされる各種のトラブルを想定した無難な内容に終始する可能性を拭いきれず、結果的に信用調査報告書としての価値や意味を著しく損ねる懸念が生じるため。</p> <p>②調査報告書の販売機会の逸失を回避し、全国の調査員を通じた調査活動により調査報告書を廉価かつ一定様式で継続的に提供するという現在の体制を維持するため。</p> <p>(帝国データバンク)</p>	<p>検証結果(案)においては、「可能な範囲で積極的に情報開示を行っていくことが望ましい」としたものであり、信用評価機関等との守秘義務に違反する情報提供までも求めるものではない。</p>

○その他

<p>意見27 追加検証および追加アンケート等が必要な事項が存在。</p>	<p>考え方27</p>
---------------------------------------	--------------

<p>○ 2. 追加検証および追加アンケート等が必要な事項</p> <p>1. 実際の債権保全措置に関する協議にかかった期間およびサービスへの影響  債権保全措置に関する協議によって、接続申入れから接続開始またはサービス開始までに通常かかる期間よりも長期化したなど、恣意的な運用や、新規参入阻害、競争阻害が疑われるような事例がなかったかの検証を行うため</p> <p>2. 預託金等の提供等を受けた場合において、当該事由が解消された場合の返還状況  本質的に、当該事由の解消をもって預託金等はただちに返還されるべきものであると考えます。  ただし、ガイドラインでは、「あらかじめ返還に関する取決めを当事者間で明確にしておくことが望ましい」との記載があり、当事者間の取決めにおいて、交渉力の差なく公平性が保たれ、かつ実行されているかの実態についての検証を行うため</p> <p>3. NTTグループ内での債権保全措置の実施状況  近年、NTTグループ内での連携強化の懸念が強まっており、グループ以外の他の接続事業者と比べ、恣意的な運用や差別的取扱いの疑いがないかの検証を行うため</p> <p>4. NTT東西殿からの報告と対象事業者アンケートの継続  NTT東西殿において、債権保全措置を実施する限りは、毎年定期的に総務省への報告を実施し、さらにNTTグループ内で債権保全措置を実施している場合には、他の接続事業者と区分ができるように内訳を表示すべきと考えます。  (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>接続事業者を対象に実施したアンケートは、今後も継続して実施することを予定しているものではないが、今後の参考とさせていただきたい。</p>
<p>意見28 NTT東西は接続事業者の情報を適正に取り扱うこととなっているが、相手方の経営情報を知ることは競争上優位な立場を得ることになるので、いま一度ファイヤーウォールが堅牢であることの確認を要望。</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ ■その他  事業者間協議において預入れ等の可否を判断するため、相手方の経営情報を入手する際、接続約款第47条(守秘義務)に基づき、NTT東西殿は接続</p>	<p>NTT東西においては、接続約款に規定されたとおり、接続に当たり知り得た接続事業者の経営情報について、適正に取り扱うべきである。</p>

事業者の情報を適正に取り扱うこととなっておりますが、相手方の経営情報を知ることは競争上優位な立場を得ることになりますので、いま一度ファイアウォールが堅牢であることの確認を要望いたします。

(匿名)